

お客様各位

2024年1月  
ニッタン株式会社  
代表取締役社長 沖 昌徳

「働き方改革関連法遵守」並びに「施工品質確保」に向けたご理解・ご協力のお願い

平素より、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では2024年4月から建設業にも適用される「働き方改革関連法（時間外労働の罰則付き上限規制）」の遵守並びに施工品質の確保・向上に向けて、業務効率化や労働環境整備等に取り組んでいるところです。

お客様各位におかれましては、ご負担をお掛けする事となりますが、法令遵守・品質確保に向けた下記事項について、ご理解ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

記

**「労働時間の適正化／ワークライフバランスの実現」**

1. 時間外労働の上限を超えない範囲での適正工期の確保
2. 設計・施工仕様の早期決定と変更期限の厳守
3. 定時内での打ち合わせの実施及び資料作成のための適正時間の確保
4. 4週8閉所等の現場閉所日程の設定
5. 朝礼・夕礼・会議打ち合わせ等のローテーション出席やリモート参加へのご理解
6. 時間外作業の翌日以降の対応へのご理解
7. 当社社員のフレックス勤務制度活用に対するご理解

**「生産性の向上と品質確保」**

8. 施工品質確保のため、器具付け・試験調整・各種連動試験・検査日程の確保
9. 工程遅延が生じた場合の工期延長を含めた契約内容の見直し
10. その他、生産性向上・業務効率化に向けた取り組みへのご協力

以上

**NITTAN**